

一般社団法人 日本高度実践看護学会

2026 年度定時評議員総会 議事録

- 1 開催日時 2026 年 5 月 23 日 15 時 00 分～16 時 35 分
- 2 開催場所 当法人事務所（WEB 会議システム併用）
- 3 評議員（社員）総数 50 名
- 4 出席評議員（社員）数 46 名（WEB 会議システムによる出席含む会場出席 37 名、委任状出席 9 名）
- 5 総会に出席した評議員・役員の氏名（なお、下記いずれも WEB 会議システムによる出席）
 - (1) 出席評議員（委任状出席を除く）
乾早苗、伊波早苗、岩切真砂子、植木博子、上澤弘美、江波戸和子、河野佐代子、小泉織絵、小林みゆき、権守礼美、齊田綾子、坂木孝輔、鶴田理恵、鶴屋邦江、萩原綾子、原田かおる、藤野智子、前澤美代子、向井未年子、山岸暁美、山元智穂
 - (2) 出席理事（兼評議員）
石川幸司、市原真穂、内田恵、長田暁子、小澤桂子、小野美雪、笠間秀一、河野伸子、樽松久美子、佐藤直子、寺岡征太郎、寺田英子、長坂桂子、東めぐみ、藤原由佳、米田昭子
 - (3) 出席監事
宇都宮明美、武用百子
- 6 総会の議長の氏名 藤原由佳
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 事務局 松野香織
- 8 議長選任の経過
定刻に至り、日本高度実践看護学会理事長 藤原由佳が開会を宣し、本日の評議員総会は本人出席 37 名、委任状出席 9 名、計 46 名の出席を得たので、適法に成立する旨を述べた。次いで、議長の選任に移り、定款に基づき代表 藤原由佳が議長となることを諮ったところ、満場一致をもって藤原由佳が議長に選任された。続いて議長より挨拶の後、WEB 会議システムにより、出席者の映像及び音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認されて議案の審議に入った。

【報告事項Ⅰ】会員の動向

議長より、2026 年 4 月 30 日現在の会員動向について総会資料に基づき報告があった。会員総数は 2,031 名（正会員 2,030 名のうち専門看護師 1,922 名、診療看護師 27 名、JANPU-NP1 名、賛助会員 1 団体）、2025 年度新規入会数は 143 名、退会数は 89 名（うち会費滞納 63 名）であった。

【報告事項Ⅱ】2025 年度活動報告（理事会、委員会、学術集会）

2025 年度活動報告書の内容につき、詳細な報告がなされた。

理事会活動については議長より、オンライン形式で計 7 回の臨時理事会を開催し、2025 年度予算案及び補正予算、役員選出、会則(各委員会運営細則、ロゴマーク使用、利益相反、指名理事設置等)の整備、書籍出版プロジェクト、学術集会長選出等について審議したことが報告された。メール審議は計 10 回実施され、すべて承認された。

委員会活動については、総務委員会(長田理事)、編集委員会(東理事)、政策提言委員会(藤原理事長)、会則委員会(小野理事)、広報委員会(寺岡理事)、高度実践看護検討委員会(長坂理事)、倫理委員会(石川理事)、CNS あり方検討委員会(佐藤理事)、CNS 臨床能力向上委員会(藤原理事長)、教育・研修委員会(米田理事)より報告があった。

学術集会報告については、第 1 回日本高度実践看護学会学術集会(2025 年 8 月 3 日、神戸国際会議場、学術集会長:藤田冬子、参加者総数 1,259 名)について報告があった。

【報告事項Ⅲ】2026 年度事業計画案

2026 年度事業計画案の内容につき、議長より総会資料に基づき説明があった。学術集会の開催(第 2 回の札幌開催、第 3 回の企画推進、第 4 回の学術集会長選任)、学会誌の発行、研究活動の推進(査読システムの見直し、研究倫理審査体制の確立)、国内外の関係団体との連携(ICN NP/APN Network 会議への派遣)、政策提言(診療報酬改定に向けた調査、CNS 貢献度調査の公表、SNS の活用)、生涯学習支援(CNS キャリアラダー完成、APN 実践能力開発に関する書籍発刊)、組織基盤の整備(選挙制度の構築、新委員会設置検討)等が報告された。

【報告事項Ⅳ】2026 年度予算案

寺田理事より、2026 年度予算(案)について総会資料に基づき説明があった。収入合計 85,130,000 円(年会費収入、事業収益、前年度繰越金 46,160,000 円)、支出合計 41,830,000 円(事業費 33,490,000 円、管理費 8,340,000 円)、収支差額 43,280,000 円が報告された。

【審議事項Ⅰ】2025 年度決算報告・監査報告

寺田理事より、2025 年度決算報告について総会資料に基づき説明があった。学会費の納入率は 87%で、収入合計 76,830,000 円、支出合計 30,670,000 円、収支差額 46,160,000 円のプラス決算となった旨が報告された。

次いで、武用監事、宇都宮監事が受領した決算関係書類について 2026 年 4 月 26 日に監査を実施した結果、領収書、帳簿、通帳などを確認し、計算の正確性および業務執行の妥当性に問題がないことを認めた旨の報告がされた。

議長より質疑を求めたが、質問・意見は特になかった。Zoom 投票機能を用いて採決を行ったところ、満場異議なく出席評議員全員の賛同を得て承認された。

【審議事項Ⅱ】選挙制度の変更

議長より、選挙制度の変更に伴い、社員（評議員）選出に関する細則、理事選出細則及び次号議案において定款を変更したい旨が総会資料に基づき説明がされた。主な変更内容は、評議員選出方法の変更（専門看護分野別選挙区から 6 つの地区制へ）、理事選出方法の変更（評議員による互選に加え、理事会で理事候補者を選出する方法を導入）、評議員の任期制限（再任は 1 回まで、最長 2 期 4 年）である。

評議員の前澤美代子より、理事候補者を提案するのは新理事会なのか旧理事会なのかという質問がなされた。議長より、基本的には評議員から互選で理事を決めるが、偏りがある場合に旧理事会が理事候補者を提案し、最終的に評議員総会で選任するイメージであり、詳細は今後理事会で検討する旨が説明された。

Zoom 投票機能の不具合により、挙手ボタンによる採決に変更された。委任状を含む出席評議員 46 名中、40 名の承認が確認され、社員（評議員）選出に関する細則及び理事選出細則は、原案どおり承認された。

【審議事項Ⅲ】定款の変更

議長より、定款の変更について総会資料に基づき説明がなされた。変更箇所は以下の 4 点である。

- ・第 5 条 6 項（評議員の任期設定）：「再任は 1 回（2 期 4 年）まで」とする文言を追加
- ・第 18 条（議決権の代理行使）：「電磁的方法による提出」を可能とする規定を追加
- ・第 22 条（役員の選任）：「評議員総会の決議により、評議員以外の正会員から理事を選任することができる」という規定を追加し、第 5 項（役員の欠員補充に関する規定）を削除
- ・第 41 条（学術集会大会長の名称変更）：「学術集会大会長」を「学術集会長」へ名称変更

議長より質疑を求めたが、質問・意見は特になかった。総務委員長の長田理事より、定款変更には評議員総数の 3 分の 2 以上の承認が必要である旨が補足された。

挙手ボタンによる採決を項目ごとに行ったところ、全ての項目（第 5 条 6 項（承認 43 名）、第 18 条（承認 43 名）、第 22 条（承認 44 名）、第 41 条（承認 43 名））において可決に必要な評議員総数の 3 分の 2 以上の賛成を得て原案どおり承認された。

以上をもって本日の議案全部の審議を終了し、16 時 35 分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長がこれに記名押印する。

2026 年 5 月 23 日

一般社団法人 日本高度実践看護学会 2026 年度定時評議員総会

議長 理事長 藤 原 由 佳

法人実印